

第4 ヨコハマ3R夢プランの推進

1 ヨコハマ3R夢プランの概要

市民・事業者の皆様と協働して大きくごみを減らしてきた「横浜G30プラン」に続くプランとして、平成23年1月に「ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」を策定しました。

「ヨコハマ3R夢プラン」ではG30を礎として、「3R」の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めることとし、ごみと資源の総量を平成37年度までに10%以上、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスについては、平成37年度までに50%以上削減する目標を設定しました。

平成26年度からは、「第2期推進計画^{※1}」がスタートし、重点事業として位置付けている「食品ロス^{※2}の削減」の取組のほか、生ごみの堆肥化促進やプラスチック類や古紙の分別徹底等の取組について、区や関係局と連携して進めてきました。

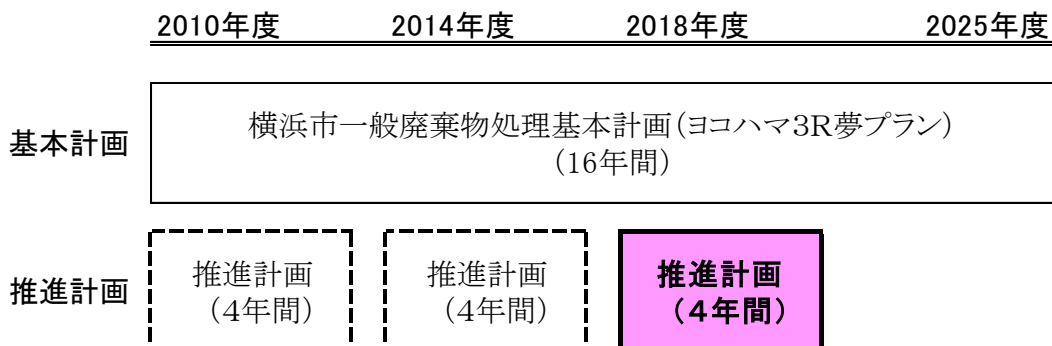
そして、平成30年度からは新たな4年間に取り組む施策を示した「ヨコハマ3R夢プラン推進計画（2018～2021）」がスタートします。この推進計画においては、施策体系として5つの「つながる」プロジェクト、9つの推進政策を定め、一人ひとりに自主的で自分らしい行動に移してもらえるよう、すべての取組を進めていきます。

環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできるまち横浜の実現を目指します。

「ヨコハマ3R夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を平成37年度までに10%以上削減（平成21年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを平成37年度までに50%以上削減（平成21年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

※1 「推進計画」は、平成37年度までを見通した長期的な計画である「ヨコハマ3R夢プラン」を進めるため、4か年に取り組む施策を具体的に示した計画です。



※2 食品ロスとは、本来食べられるのにもかかわらず捨てられている食品のことです。何も手が付けられずに廃棄されている「手つかず食品」、食べ残された食品（食べ残し）、皮を厚くむき過ぎたりして過剰に捨てられているもの（過剰除去）があります。

2 平成 29 年度実績

(1) ごみと資源の総量（平成 29 年度目標：21 年度比 5.0%以上削減）

平成 29 年度のごみと資源の総量は、約 120 万 8 千トンで、21 年度に比べ、5.3%の削減となりました。目標の 5.0%の削減を達成し、3R 夢プラン策定以降、最も高い削減率となっています。

ごみと資源の総量（平成 29 年度）

【単位：トン】

| | ごみと資源の総量 | | | | | | |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| | | 家庭系 | | | 事業系 | | |
| | | | ごみ量 | 資源化量※ ¹ | ごみ量 | 資源化量※ ² | |
| 29 年度 | 1,207,537 | 851,067 | 578,938 | 272,129 | 356,469 | 303,822 | 52,647 |
| 21 年度差 | ▲67,907 (▲5.3%) | ▲81,766 (▲8.8%) | ▲32,361 (▲5.3%) | ▲49,404 (▲15.4%) | 13,858 (4.0%) | ▲14,607 (▲4.6%) | 28,464 (117.7%) |
| 21 年度 | 1,275,444 | 932,833 | 611,299 | 321,533 | 342,611 | 318,429 | 24,183 |

※¹ 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。

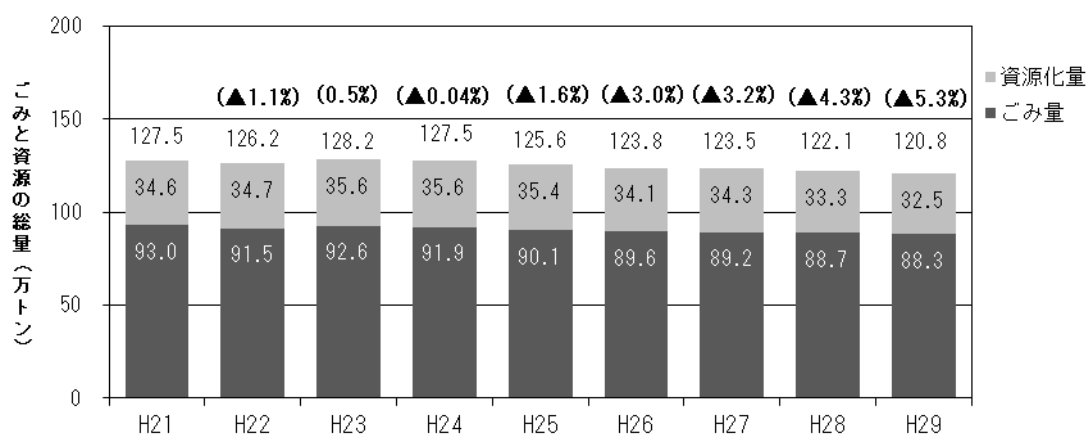
※² 事業系の資源化量は、学校給食残さの資源化量と事業者が生ごみやせん定枝を資源化した量の合計です。

※（ ）内数値は、21 年度との比を示しています。

※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。

ごみと資源の総量の推移

（ ）内数値は 21 年度比



※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。

(2) 市民 1 人あたりのごみと資源の総量

平成 29 年度の市民 1 人あたりのごみと資源の総量（各区総量）は 607 g/日・人で、21 年度に比べ、10.2%削減となりました。

市民 1 人あたりのごみと資源の総量（平成 29 年度）

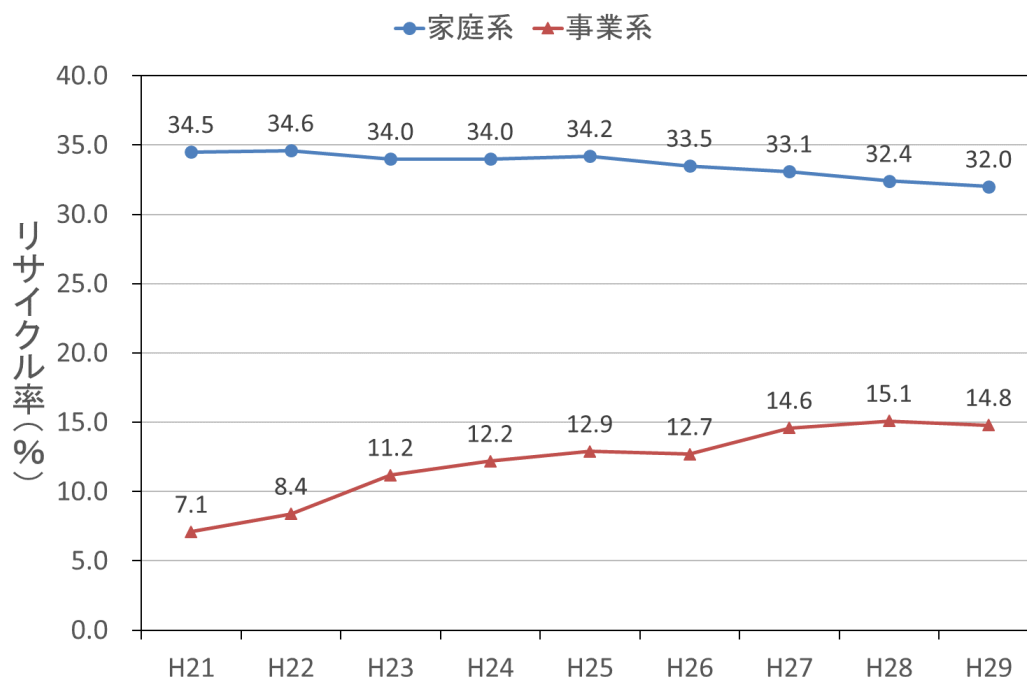
【単位：グラム/日・人】

| | ごみと資源の総量 | | | |
|--------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | | ごみ量 | 資源化量 | 集団回収 |
| 29 年度 | 607 | 411 | 74 | 121 |
| 21 年度差 | ▲69 (▲10.2%) | ▲30 (▲6.8%) | ▲26 (▲26.0%) | ▲14 (▲10.4%) |
| 21 年度 | 676 | 441 | 100 | 135 |

(3) リサイクル率

家庭系のリサイクル率は、平成 21 年度から約 32～34%の間で推移し、ここ数年は微減傾向となっています。

事業系のリサイクル率は、21 年度の約 7%から年々上昇し、ここ数年は倍増の約 15%で推移しています。



(4) ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス（平成 29 年度目標：21 年度比 25%以上削減）

平成 29 年度の温室効果ガス排出量は、約 28 万 6 千トンで、21 年度に比べ 1.4%増加しました。

温室効果ガス排出量（平成 29 年度） 【単位：万 t (CO₂換算)】

| | | 温室効果ガス排出量 |
|----------------|-------|---------------|
| 29年度 | | 28.6 |
| | 21年度差 | 0.4 (1.4%) |
| 21年度 (基準年度) | | 28.2 |

※ () 内数値は、21 年度との比を示しています。

※ 温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、25 年度から基準年度 (21 年度) の排出係数を用いて算出し、補正しています。

※ 温室効果ガス排出量の算出には、ごみの焼却によるものと事務所・工場等の施設運営、収集車等の車両の走行によるものに、ごみ発電による削減効果を加えています。

3 市民・事業者への広報啓発活動

(1) ヨコハマ 3R 夢プランの PR

ア イベントや広報媒体の活用

市民・事業者の皆様にごくヨコハマ 3R 夢プランの周知を図り、3R 行動を実践してもらうため、「ヨコハマ 3R 夢！」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用して PR を行っています。

PR実績（平成 29 年度）

| | |
|------|--|
| イベント | 各区区民まつり、横浜セントラルタウンフェスティバルY158、かながわ食育フェスタ、簡易包装推進キャンペーン、子どもアドベンチャー2017、はまりんフェスタ、本場まつり、環境絵日記展、横浜F・マリノスホームゲーム開催日の日産スタジアムでの分別啓発 他 |
| 広報 | 各種交通広告（市営地下鉄、市営バス、シーサイドライン等）、地域情報紙、新聞、テレビ、広報よこはま、局ホームページ、ツイッター、メールマガジン他 |

イ 「ヨコハマ3R夢！」広報大使 横浜F・マリノス

横浜F・マリノスには、平成23年度から「ヨコハマ3R夢！」広報大使として、日産スタジアムでの分別啓発、選手出演・掲載の啓発動画やポスターの作成など、様々な広報啓発活動にご協力いただいています。

ウ 市民講座での講演

横浜市立大学木原生物学研究所にて開催された市民講座において、横浜市のごみ処理の仕組みについて講演を行いました。

(2) 子どもたちを対象にした事業

ア 「ヨコハマ3R夢！」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「分別と3Rで^{スリーアール}ごみ減量！きれいなまちに。」をテーマにポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰を行っています。

※ 29年度実績 表彰総数 155点（応募総数 1,550点／応募校数 172校）

イ 小学4年生用^{スリーアール}3R夢学習副読本

市内の小学4年生の児童全員（国、県、私立含む）に、授業で^{スリーアール}ごみ処理の流れや3R行動について学ぶ、^{スリーアール}3R夢学習副読本「つなごう未来へ ヨコハマ3R夢！」を配布しています。

ウ サイエンスフロンティア高校での講話

サイエンスフロンティア高校の1年生を対象に「横浜市資源循環局の取組及び国際事業」「食品ロス削減」の講話を行いました。

(3) 啓発拠点

誰もが楽しみながら^{スリーアール}3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所^{スリーアール}や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置しています。

※ 以下のオ～キでは^{スリーアール}3Rについて学べる体験型のメニューを用意しています。

ア ^{スリーアール}3R夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町1-15-1（鶴見工場内）

TEL 521-2191 FAX 521-2193

ホームページ：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsurumik/tsurukou-hiroba.html>

- イ 3 R 夢ひろば あさひ
所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)
TEL 953-4851 FAX 953-4852
ホームページ：
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/asahik/3rmhiroba.html>
- ウ 3 R 夢ひろば 金沢
所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)
TEL 784-9711 FAX 784-9714
ホームページ：
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/kanazawak/14slim-hiroba/>
- エ 3 R 夢ひろば つづき
所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)
TEL 941-7911 FAX 941-7912
ホームページ：
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsuzukik/3rmhiroba/>
- オ 3 R 夢ひろば 港南
所在地 港南区港南台 8-4-41 (港南事務所内)
TEL 832-0135 FAX 832-5204
ホームページ：
http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/konan/works/rec.html#top_1
- カ 遊んで♪学んで！都筑 3 R 夢教室
所在地 都筑区平台 27-2 (都筑事務所内)
TEL 941-7914 FAX 941-8409
ホームページ：
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/tsuzuki/>
- キ プレパーク・さかえ
所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)
TEL 891-9200 FAX 893-7641
ホームページ：
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/sakae/purepaku.html>

(4) その他

- ア 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」
資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。区役所・収集事務所・工場に配架するほか、施設見学会、各種会合等で配布しています。
- イ インターネットホームページによる情報提供
資源循環局の業務や 3 R スリーアールに関する情報などを、分かりやすく提供しています。
平成 29 年度トップページアクセス件数 約 30 万件
アドレス <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/>

また、ごみの分け方・出し方や分別方法などについて、より簡単・身近に情報提供するツールとしてモバイルサイトを開設（平成 20 年 9 月）し、携帯電話からもごみ関連の情報が確認できるように情報発信をしています。

平成 29 年度トップページアクセス件数（モバイルサイト） 約 3 万件

アドレス <http://m.city.yokohama.lg.jp/sj/>

ウ 施設見学会

ごみ処理の実態を学び、ごみ減量の必要性等を理解していただき、^{スリーアール}3 R 行動実践のきっかけとなるよう、焼却工場や選別センター等の見学会やイベントに併せた施設見学を実施しています。また、小学 4 年生が授業の中でごみについて学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の受入れを実施しています。

平成 29 年度見学件数 630 件（うち、学校見学 379 件）、イベント件数 12 件

エ 横浜市ごみ分別辞典「MIctionary（ミクショナリー）」

出したいごみの品名を入力するだけで分別が分かる検索システムを、インターネット上やスマートフォンアプリで提供しています（日本語、英語、中国語）。

平成 29 年度検索件数 約 174 万 8 千件

アドレス <http://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/>

オ イーオのごみ分別案内（チャットボット）

AI を使って会話形式でごみの分別を案内するサービスを NTT ドコモと共同で開発・運用しています。平成 29 年 3 月から実証実験を開始し、平成 30 年 4 月から本格実施を開始しました。

およそ 2 万語に対応し、ごみの分別を必ず検索できるだけでなく、粗大ごみの料金案内やインターネット受付への誘導などにも対応しています。

平成 29 年度質問数 216 万 7 千件

日平均質問数 約 5 千 9 百回

カ スマートフォンアプリによる情報提供

横浜市ごみ分別辞典「MIctionary（ミクショナリー）」や、収集曜日をカレンダー設定できる機能など、利便性の高い「横浜市ごみ分別アプリ」と、楽しみながらごみの分別を学べる「横浜市ごみ分別ゲーム」の 2 種類のスマートフォンアプリを提供しています。

平成 29 年度ダウンロード数 約 4 万 9 千件

（「横浜市ごみ分別アプリ」 約 4 万 4 千件 「横浜市ごみ分別ゲーム」 約 5 千件）

キ ソーシャルネットワーキングサービス（ツイッター）による情報提供

平成 24 年 6 月 1 日から温暖化対策統括本部及び環境創造局と共同で、ツイッターの運用を開始しています。当局は記者発表情報といった横浜市が発信する情報をはじめ、エコライフに繋がるイベントの情報や、資源・環境に関する豆知識を発信しています。

アカウント名 横浜環境情報 twitter (@yokohama_kankyo)

フォロワー数（当アカウント発信情報を受け取っている方の数） 3,508 人（平成 30 年 3 月 31 日現在）

ク 横浜DeNAベイスターズとの取組

本市の環境部局（温暖化対策統括本部・環境創造局・資源循環局）が合同で、6月の環境月間を中心に、「横浜DeNAベイスターズ」協力のもと、啓発ポスターの作成など、本市環境施策に係る広報啓発の取組を行っています。

4 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 食品ロス・生ごみ削減に向けた取組

ア 食品ロス削減に向けた取組の推進

本市の家庭から出される燃やすごみには年間 111,000 トンもの食品ロスが含まれています。この食品ロスを減らすため、様々な機会をとらえて広報啓発を行っています。「冷蔵庫10・30運動」や「まるごと旬野菜～使い切りレシピ～」の普及、食材を無駄にしない収納・調理方法などの家庭での実践に役立つ講座の実施により、家庭での食品ロス削減の呼びかけを行っています。

また、食品ロス削減行動のきっかけづくりとして、食の大切さについて考えるシンポジウムや、市民の皆様の食品ロス削減についての決意写真で作る「MOTTAINAI（もったいない）モザイクアート」等により、食品ロスへの関心を高めてもらうよう訴えかけています。

食品廃棄物の発生抑制など、優れた取組を行っている事業所については「横浜市食の3R^{スリーアール}きら星活動賞」として表彰しています。

イ フードバンク・フードドライブ

平成30年度は、区民まつり等のイベントでのフードドライブの実施や小売店等から福祉施設などへ食品を寄贈するフードバンク活動を試行実施します。

ウ 土壌混合法の普及啓発

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壌混合法の講習会等を行っています（平成29年度実績：各区講習会実施回数 計401回）。土壌混合法は、プランター等を使用して、家庭から出る生ごみと土を混ぜ合わせ、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな堆肥に変える方法です。堆肥化した土は花や野菜を植える土として使うことができます。

自治会町内会や学校、幼稚園などの団体へ生ごみ処理器の貸出も引き続き行い、土壌混合法の普及啓発に取り組みます。

※ 家庭用生ごみコンポスト容器及び家庭用電気式生ごみ処理器の購入助成については、平成27年度をもって終了しました。

エ 生ごみの資源としての有効利用

更なる資源の有効利用促進のため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集などを引き続き進め、関係局と協議・連携を図りながら検討していきます。

オ 「食べきり協力店」事業の推進

焼却される事業系ごみの3割以上を占める食品廃棄物の減量化が課題となっています。

そこで、飲食店等の協力をいただきながら、効果的に食べ残しを減らす取組を実践していただける店舗を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

30年度は、「食べきり協力店」の登録店舗拡大や認知度向上に向け、広報なども含めた集客につなげられるブランドづくりについて検討します。

食べきり協力店取組項目（以下の5項目のうち1つ以上を実践していただいています。）

- ・小盛りメニュー等の導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ・ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ・上記以外の食べ残しを減らすための工夫

食べきり協力店登録状況

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 累計 |
|------|------|------|------|------|------|-----|
| 飲食店 | 320 | 153 | 106 | 57 | 58 | 794 |
| 宿泊施設 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| 計 | 321 | 154 | 107 | 57 | 58 | 801 |

※ 24年度にモデル事業を行い、25年度から全市展開しています。

カ 事業系食品リサイクルの推進

食品廃棄物の発生抑制や再生利用等について、優れた取組を行っている事業所を、「横浜市食の^{スリーアール}3 R さら星活動賞」として表彰し、取組内容をホームページで紹介しています。

(2) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成29・30年度：約4,100名）自治会町内会（29年4月1日時点 団体数2,864団体、加入世帯数1,233,767世帯）などの地域や行政と緊密に連携し、ごみの減量による脱温暖化に向けた^{スリーアール}3 R 行動を中心に次のような取組を行っています。

- ・ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・^{スリーアール}3 R 行動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・地域清掃活動の推進
- ・清潔できれいな街づくりの推進
- ・地域への情報提供
- ・住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(3) 横浜環境行動賞「ヨコハマ^{スリム}3 R 夢」推進者表彰

様々な地域活動の中で、「ヨコハマ^{スリム}3 R 夢」の推進に功労のあった個人・団体・事業者の表彰を行っています。

表彰者数（平成29年度）

| 区 分 | 個人 | 団体 | 合計 |
|--------------------------------|-----|----|-----|
| ヨコハマ ^{スリム} 3 R 夢行動推進者 | 5 | 5 | 10 |
| 清潔できれいな街づくり推進者 | 21 | 26 | 47 |
| 環境事業推進委員永年在職者 | 271 | — | 271 |
| 合 計 | 297 | 31 | 328 |

※ 記念講演会

日 時 平成 29 年 11 月 12 日 (日)
場 所 開港記念会館
講 師 西村 淳 (株式会社オーロラキッチン)
参加者 約 400 名

(4) ヨコハマ^{リデュース} R ひろば

環境に負荷をかけない循環型社会を実現するため、分別・リサイクルはもちろんのこと、^{スリーアール}3 Rのうち、もっとも環境にやさしい取組であるリデュース（発生抑制）について、市民・事業者・行政の三者が協力して推進しています。

誰もが参加できる「ヨコハマ^{リデュース} R ひろば」では、ウェブサイトやフェイスブックで情報の発信を行っており、市民・事業者・行政の三者で構成される「ヨコハマ^{リデュース} R 委員会」では、市民から寄せられたリデュースに関する提案や相談への支援や行政が行う事業への助言等を行っています。

平成 30 年度においても、引き続き三者の協力により実現した取組について PR していきます。

ヨコハマ^{リデュース} R ひろば (ホームページ <https://r-hiroba.city.yokohama.lg.jp/>)

| | |
|---|--|
| ヨコハマ ^{スリム} 3 R 夢パートナー ・サポーター | 「リデュースや ^{スリーアール} 3 Rに取り組もう！」そんな思いを持つ方や事業者等がウェブサイト上で参加登録するしくみです。 【ヨコハマ ^{スリム} 3 R 夢パートナー (事業者・団体)】(平成 30 年 3 月末現在 119 登録) 【ヨコハマ ^{スリム} 3 R サポーター (個人)】(平成 30 年 3 月末現在 561 名) |
| ヨコハマ ^{リデュース} R ひろば Facebook・ブログ | 『横浜らしく、かっこよく、「もったいない」を楽しもう』をテーマに市民・事業者・行政の ^{スリーアール} 3 Rに関する情報や取組、ごみと資源に関するニュースなどを発信しています。 |
| ヨコハマ ^{リデュース} R 委員会 | 委員長：筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル ほか 25 名 (平成 30 年 4 月 1 日現在) ・会議：年 3 回開催予定 ※ 平成 29 年度開催数：全体会議 3 回 ・委員会の役割：リデュースの取組実現に向けた支援の調整等 |

(5) 優良集積場所の表彰

ごみの分別や集積場所の清掃等に積極的に取り組んでいる集積場所を、地域の方の推薦で「優良集積場所」として選定し、表彰する制度を実施しています。

5 徹底的なごみの分別とリサイクルの推進

(1) 家庭系ごみ

ア 分別事業の実績

横浜市では、家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、10 分別 15 品目の分別を実施しています。

分別収集品目の資源化量（平成 29 年度実績）

（単位：トン）

| プラスチック製容器包装 | スプレー缶 | 古紙 | 古布 | 蛍光灯・電球 | 缶 | びん | ペットボトル | ガラス残さ | 小さな金属類 | 乾電池 | 粗大金属 | 羽毛布団 | 小型家電 |
|-------------|-------|-------|-----|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-----|-------|------|------|
| 47,800 | 619 | 1,266 | 533 | 109 | 8,648 | 21,323 | 11,772 | 4,317 | 4,497 | 343 | 5,578 | 8 | 35 |

資源化物の売払金額（平成 29 年度実績）

（単位：千円）

| プラスチック製容器包装 | スプレー缶 | 古紙 | 古布 | 蛍光灯・電球 | 缶 | びん | ペットボトル | ガラス残さ | 小さな金属類 | 乾電池 | 粗大金属 | 羽毛布団 | 小型家電 |
|-------------|--------|--------|-------|--------|---------|-------|---------|-------|--------|-----|--------|------|-------|
| 171,182 | 24,529 | 13,438 | 6,839 | — | 855,703 | 2,712 | 440,625 | — | 44,383 | — | 81,510 | 152 | 3,363 |

※ プラスチック製容器包装は指定法人からの再商品化合理化拠出金

※ ペットボトルは指定法人からの再商品化合理化拠出金と有償入札拠出金の合計

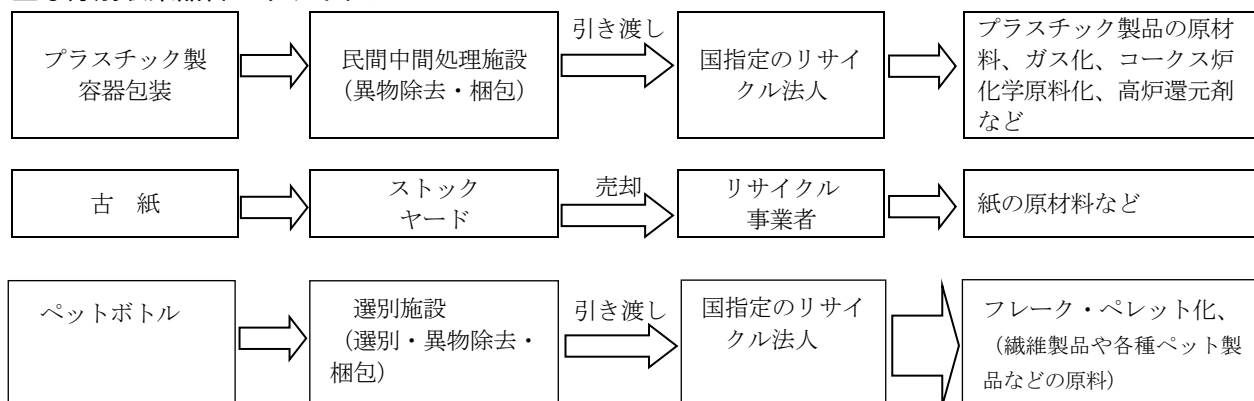
資源化物の中間処理及び資源化委託経費（平成 29 年度実績）

（単位：千円）

| プラスチック製容器包装 | スプレー缶 | 古紙 | 古布 | 蛍光灯・電球 | 缶 | びん | ペットボトル | ガラス残さ | 小さな金属類 | 乾電池 | 粗大金属 | 羽毛布団 | 小型家電 |
|-------------|--------|----|----|--------|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|
| 1,587,694 | 93,214 | — | — | 31,723 | 1,872,789 | | | 68,996 | — | 10,692 | 50,652 | — | — |

※ 収集運搬経費は含まない。

主な分別収集品目のリサイクルフロー



※ プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

イ 缶・びん・ペットボトルのリサイクル

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成6年10月からは市内の45%の世帯に拡大し、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の4区へ拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のもの（特定事業者負担分）とペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。なお、その他色のガラスびんの市町村負担分は横浜市が再商品化委託しています。

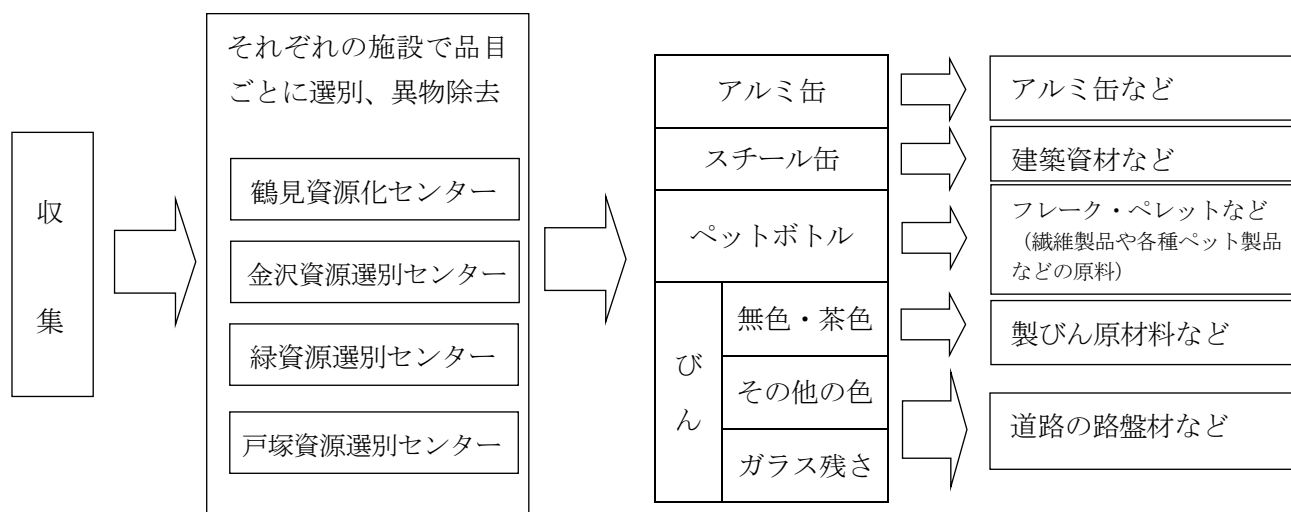
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：トン）

| 年 度 | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 処 理 内 訳 | アルミ缶 | 4,611 | 4,563 | 4,608 | 4,619 | 4,612 |
| | スチール缶 | 5,043 | 4,717 | 4,366 | 4,143 | 4,036 |
| | びん | 22,337 | 22,107 | 22,208 | 21,811 | 21,323 |
| | ペットボトル | 12,064 | 11,354 | 11,410 | 11,541 | 11,772 |
| | ガラス残さ | 5,224 | 5,049 | 5,098 | 4,727 | 4,317 |
| | 合計 | 49,279 | 47,790 | 47,690 | 46,841 | 46,060 |

※ 端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトルリサイクルフロー



ウ 古紙及び古布のリサイクル

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年

4月から全市で実施しています。市内の家庭から排出される古紙については、平成26年4月から、古布については平成26年11月から、原則として資源集団回収により回収されています（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別回収が必要な場合は、行政による回収を実施しています）。

収集した古紙及び古布は、市内5か所のストックヤード（一時保管場所）に集め、そこで再資源化業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装のリサイクル

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しています。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、「容器包装リサイクル法」に基づき、指定法人に引き渡し資源化しています。なお、プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球のリサイクル

家庭から排出された粗大ごみのうち金属類と羽毛布団、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

カ ガラス・陶磁器類のリサイクル

家庭から燃えないごみとして排出されたガラス・陶磁器類を、平成30年4月から資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。ガラス・陶磁器は路盤材としてリサイクルされます。

キ 小型家電のリサイクル

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成25年10月から実施しています。

対象は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）施行令」に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る長さ30cm未満の使用済小型家電で、各区の総合庁舎や資源循環局事務所等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。平成30年7月現在、回収拠点は市内74箇所となっています。

また、平成28年5月からはパソコンの回収を開始し、平成29年4月からは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施している「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（東京2020オリンピック・パラリンピック大会の入賞メダルを、携帯電話等の使用済み小型家電に含まれる金属から抽出した金・銀・銅で製作するプロジェクト）に参加しています。

ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量とリサイクル意識の醸成を目的として、紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会・町内会、子ども会、老人会、PTA等市内約4,300団体が実施しています。

横浜市では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成29年度は、登録団体に対して1kg当たり3円を、登録業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成30年度も引き続き奨励金を交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

実施団体数と回収量の推移

| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 回収団体（団体） | | 4,193 | 4,212 | 4,250 | 4,258 | 4,264 |
| 回収量（トン） | | 194,336 | 186,762 | 180,721 | 171,363 | 165,225 |
| 品目別 回収量 | 紙類 | 182,912 | 175,552 | 169,205 | 160,487 | 154,282 |
| | 布類 | 9,864 | 9,644 | 9,881 | 9,219 | 9,271 |
| | 金属類 | 1,490 | 1,501 | 1,571 | 1,591 | 1,609 |
| | びん類 | 70 | 65 | 64 | 67 | 63 |

※ 端数処理により、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります。

ケ 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置し、市民の皆様が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びん・ペットボトルを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど93か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

コ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区のみ長坂谷ヤード）において、資源物の受入れをしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「ヨコハマ3R夢！」等をPRしています。

サ 集合住宅対策

分別ルールの徹底・定着に向け、ルールが守られていない集合住宅を対象に、管理会社等に対して改善の取組への協力を依頼しています。

また、分別ルールが守られていない集合住宅について、要望に応じて早朝啓発や分別説明会等の啓発・指導を集中的に実施しています。

シ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別にご協力いただいている多くの市民の皆さまが不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない方に対して罰則（過料 2,000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

制度適用状況（平成 29 年度）

| 調査した 集積場所数（延べ） | 指導 | 勧告 | 命令 | 過料 |
|-------------------|---------|-----|-----|------|
| 20,136 か所 | 1,739 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件※ |

※ 制度施行以降の累計件数：2 件（平成 21 年度）

ス 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

平成 25 年 4 月 1 日より「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正が施行され、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条例に違反した場合、20 万円以下の罰金に処されることがあります。

それに伴い、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。

セ 水銀含有製品の回収に向けた取組（回収期間 平成 29 年 7 月 3 日～平成 30 年 6 月 29 日）

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の一部施行に伴い、家庭にある不要な水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計について、区役所、収集事務所及び回収に協力をしていただける薬局又はドラッグストアに専用の回収ボックスを設置し、回収を行いました。平成 29 年 7 月から 12 月の期間限定の予定でしたが、多くの水銀含有製品の回収が見込まれたため、平成 30 年 6 月 29 日まで期間を延長しました（回収場所：区役所・資源循環局収集事務所で 36 箇所、薬局・ドラッグストアで 343 箇所）。回収期間終了後も区役所・収集事務所での拠点回収は継続して行います。

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の会議等に出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践について働きかけを行っています。

※ 事業者への働きかけ（平成 29 年度実績）：25 回 7,295 名

イ 立入調査

事業用大規模建築物の所有者は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき年 1 回、減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、台帳に基づき、中小事業所への電話や訪問による現況確認を行っています。

事業用大規模建築物等立入調査及び中小事業所調査等実績

| 年 度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大規模建築物数 | 2,800 | 2,792 | 2,784 | 2,825 | 2,782 |
| 立入調査件数 | 878 | 902 | 882 | 878 | 817 |
| 中小事業所調査等件数 | 3,859 | 2,198 | 2,084 | 3,049 | 2,708 |

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を恒常的に実施し、古紙等の資源物や廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに資源化ルートへの誘導等を行います。

また、問題の見受けられた収集運搬業者や排出事業者等へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

搬入物検査実績

| 年 度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 検査台数 | 184,958 | 187,160 | 190,894 | 187,692 | 193,732 |
| 指導台数 | 1,028 | 1,031 | 969 | 577 | 342 |
| 持ち帰り台数 | 63 | 27 | 38 | 71 | 19 |

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則（過料 2,000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

制度適用状況（平成 29 年度）

| 調査した事業者数（延べ） | 指導 | 勧告 | 公表 | 命令 | 受入拒否 | 過料 |
|--------------|-------|-----|-----|-----|------|-----|
| 3,559 か所 | 535 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

オ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制や分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・適正処理に取り組んでいます。

(ア) ルート回収

市施設等の廃棄物処理委託を一本化することで、分別・排出のルールを共通化し、全職員に普及しています。

市役所ごみゼロルート回収 排出量・参加施設数の推移

| | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 排出量（トン） | 8,902 | 8,990 | 8,961 | 8,769 | 9,055 |
| 参加施設数 | 1,310 | 1,313 | 1,302 | 1,295 | 1,290 |

(イ) 各職場における^{スリーアール}3 R 行動の推進

各部署において分別排出の状況を把握し取組目標を設定して実行する「オフィス^{スリム}3 R 夢プラン」を策定し、四半期ごとの状況チェック、研修会、区局訪問等を通じて、各部署における^{スリーアール}3 R 行動の推進を目指しています。

6 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の4工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、高性能な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、保土ヶ谷工場については、平成22年度から一時休止しており、工場の既存施設を利用した中継輸送施設を整備し、効率的な収集体制を確保しています。

工場別焼却量 (単位：トン)

| 年 度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 鶴 見 工 場 | 237,674 | 265,196 | 275,573 | 270,559 | 273,247 |
| 保土ヶ谷工場 | — | — | — | — | — |
| 旭 工 場 | 126,587 | 126,685 | 135,894 | 135,071 | 128,039 |
| 金 沢 工 場 | 304,943 | 295,893 | 292,160 | 293,334 | 296,716 |
| 都 筑 工 場 | 225,238 | 200,815 | 182,997 | 183,172 | 179,704 |
| 合 計 | 894,442 | 888,588 | 886,624 | 882,136 | 877,706 |

※ 保土ヶ谷工場は、平成22年3月に停止。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位：ng-TEQ/m³)

| 工場名 | 号炉 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|------|----|-----------|-----------|------------|----------|------------|
| 鶴 見 | 1 | 0.00053 | 0.0039 | 0.000014 | 0.0011 | 0.00086 |
| | 2 | 0.0000054 | 0.00028 | 0.00028 | 0.0022 | 0.0030 |
| | 3 | 0.0092 | 0.00013 | 0.000013 | 0.0022 | 0.00091 |
| 保土ヶ谷 | 1 | 通年稼働停止 | 通年稼働停止 | 通年稼働停止 | 通年稼働停止 | 通年稼働停止 |
| | 2 | | | | | |
| | 3 | | | | | |
| 旭 | 1 | 0.00071 | 0.0014 | 0.0020 | 0.000040 | 0.000045 |
| | 2 | 0.0000066 | 0.00016 | 0.0062 | 0.00034 | 0.000083 |
| | 3 | 0.00014 | 0.00090 | 0.00079 | 0.0011 | 0.00000026 |
| 金 沢 | 1 | 0.00016 | 0.000011 | 0.000048 | 0.000072 | 0.00000021 |
| | 2 | 0.0000028 | 0.000082 | 0.0016 | 0.0012 | 0.00057 |
| | 3 | 0.0000026 | 0.0000012 | 0.00000048 | 0.0040 | 0.000034 |
| 都 筑 | 1 | 0.000056 | 0.0046 | 0.0042 | 0.025 | 整備中 |
| | 2 | 0.00081 | 0.015 | 整備中 | 0.018 | 0.013 |
| | 3 | 0.025 | 0.015 | 0.050 | 整備中 | 0.00095 |

・排出基準 1ng-TEQ/m³ (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³)

(2) 焼却工場の余熱利用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場（鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場）では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効に活用するとともに、財源の確保を図っています。

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を、工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）に供給しています。

また、蒸気タービン発電機による発電を行っており、発電された電力を工場内の機器運転や照明に利用するほか、各工場の余熱利用施設、北部第二水再生センター、北部及び南部汚泥資源化センターに供給し、更に、余剰電力を電気事業者に売却しています。

平成 29 年度の売却電力量は緑区の世帯に相当する約 7 万 7 千世帯が、1 年間に消費する電力となります。売電収入は、約 31 億円の収入になりました（平成 29 年度の売電収入は、平成 29 年 3 月～平成 30 年 2 月分の合計になります）。

発電実績（平成 29 年度）

（単位：kWh）

| | 総発電電力量 | 内 訳 | | |
|------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| | | 所 内 消 費 量 | 余熱利用施設等 | 売 電 電 力 量 |
| 鶴見工場 | 100,908,610 | 34,016,806 | 3,562,110 | 63,329,694 |
| 旭工場 | 45,841,280 | 16,444,712 | 465,260 | 28,931,308 |
| 金沢工場 | 128,767,780 | 38,653,570 | 1,458,690 | 88,655,520 |
| 都筑工場 | 64,601,270 | 18,870,184 | 2,042,110 | 43,688,976 |
| 計 | 340,118,940 | 107,985,251 | 7,528,170 | 224,605,519 |

注) 鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量分を含みます。

(3) 焼却工場の維持管理

焼却工場では、排出されるガスなどを適正に処理し、安全で適切な管理を行っています。また、定期的に焼却炉やボイラー、排ガス処理施設等の補修を行い、安定した稼働に努めています。

さらに、稼働後 25 年を目途に老朽化の著しい主要設備を更新する、長寿命化対策工事を順次行っています。都筑工場での長寿命化対策工事が平成 29 年度で完了し、平成 30 年度から鶴見工場での工事を開始しています。

焼却工場の維持管理費（平成 29 年度実績）

（単位：千円）

| | 工場運営費 | 工場補修費 | 長寿命化対策事業 | 排ガス処理施設等整備事業 |
|------|---------|---------|-----------|--------------|
| 鶴見工場 | 535,395 | 440,469 | — | — |
| 旭工場 | 327,513 | 747,035 | — | 32,670 |
| 金沢工場 | 611,948 | 371,330 | — | 68,409 |
| 都筑工場 | 437,150 | 382,792 | 1,086,157 | — |

(4) 焼却灰の有効利用

ごみの焼却処理により生じる焼却灰を資源化することは、最終処分場の延命化につながることから継続的に実施していく事が大切です。資源化の手法については、熔融処理やセメント原料化等があり、平成 29 年度は民間によるセメント原料化を実施しました。

焼却灰資源化量（平成 29 年度）（単位：トン）

| 資源化手法 | 民間による セメント原料化 |
|-------|------------------|
| 資源化量 | 968 |

(5) 埋立処分

現在、横浜市では南本牧ふ頭にある最終処分場で、一般廃棄物と産業廃棄物の埋立処分を行っています。

このうち第 2 ブロック処分場については平成 5 年度から埋立てを開始し、26 年度からは処分場の容量を増やす高密度化工事により延命化を図り、29 年度末で埋立てを終了しました。

また、新たな最終処分場として第 5 ブロック処分場を 29 年 10 月に開設しました。ごみの減量化に取り組むと共に焼却灰の資源化を計画的に行うことで、50 年程度の運用を目指します。

最終処分場（埋立てが終了した場所も含む。）では、排水処理施設により、発生する浸出水の処理を行うとともに、水質、土壌等の環境調査を定期的の実施するなど、周辺環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

廃棄物埋立量

（単位：トン）

| 年 度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一般廃棄物 | 135,523 | 112,618 | 120,496 | 122,374 | 130,046 |
| 産業廃棄物 | 11,246 | 9,877 | 12,924 | 13,716 | 10,284 |
| 合 計 | 146,769 | 122,495 | 133,420 | 136,090 | 140,330 |

(6) 新工場の整備に向けた検討

市内の焼却工場の老朽化が進む中、ごみ処理を持続的、安定的に行うため、新たな工場を整備します。

平成 30 年度は、将来のごみ量を踏まえた施設規模、導入する機能、整備の事業手法、また、周辺環境と調和した環境整備などの整備計画策定に向けた検討を行います。

(7) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化、適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

(8) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、エアコン、

テレビ（プラズマ・液晶・ブラウン管式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は市が収集しない品目（排出禁止物）になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました（ただし、28年5月から小型家電リサイクルとしての回収を始めました）。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(9) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業[※]及び処分業の許可を行っています。

また、許可をした業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数

| 年 度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 収集運搬業 | 117 | 116 | 121 | 121 | 126 |
| 処分業 | 13 | 12 | 12 | 12 | 12 |

※ 平成30年度から新規の許可については、取扱廃棄物の種類が生ごみ等であって本市処理施設に搬入しない場合又は、車道清掃に伴い収集するごみの場合に限りです。

(10) 放射線対策

東日本大震災による原子力発電所事故を受けて、ごみの処理・処分を行っている施設における放射性セシウムの濃度や空間線量の測定、焼却灰からの放射性セシウムの溶出防止対策等を行っています。

ア 焼却工場での測定結果

(7) 焼却灰（主灰、飛灰）^{※1}

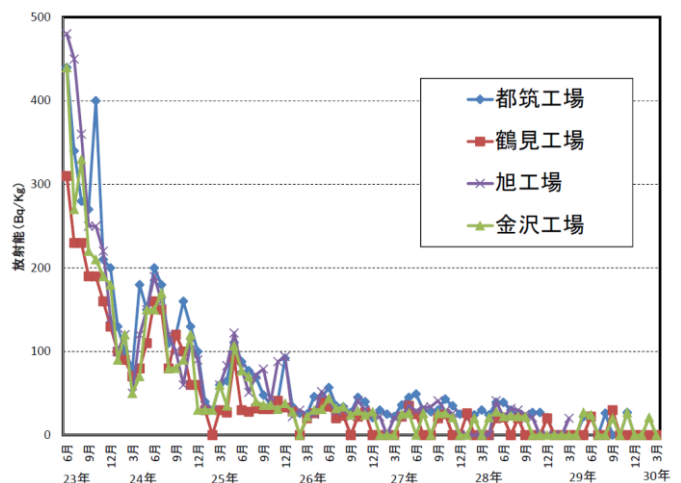
平成23年6月から全工場で放射性セシウム（Cs-134及びCs-137）の測定を始め、埋立の基準^{※2}である8,000Bq/kgを下回っています。

主灰の放射性セシウム（Cs-134とCs-137の合計）の測定結果

（単位：Bq/kg）

| | H23年 6月 | H30年 1月 | H30年 2月 | H30年 3月 |
|------|------------|------------|------------|------------|
| 鶴見工場 | 310 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 旭工場 | 480 | 不検出 | 不検出 | 20 |
| 金沢工場 | 440 | 不検出 | 21 | 不検出 |
| 都筑工場 | 440 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |

定量下限 Cs-134、Cs-137：それぞれ20Bq/kg

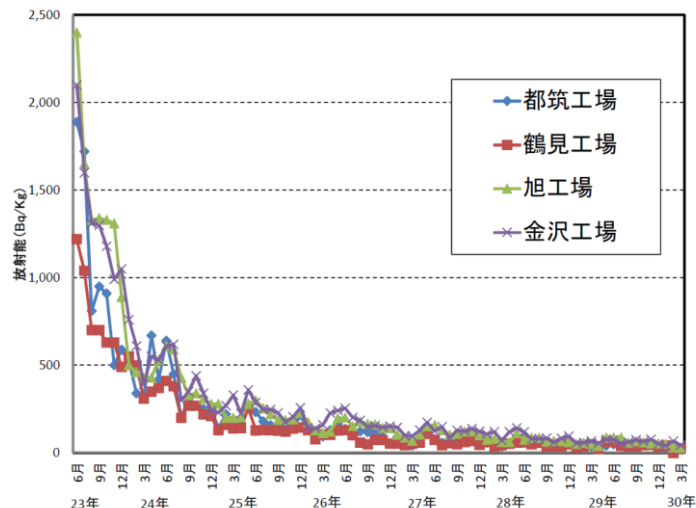


飛灰の放射性セシウム（Cs-134 と Cs-137 の合計）の測定結果

(単位：Bq/kg)

| | H23年 6月 | H30年 1月 | H30年 2月 | H30年 3月 |
|------|------------|------------|------------|------------|
| 鶴見工場 | 1,220 | 41 | 不検出 | 25 |
| 旭工場 | 2,400 | 52 | 31 | 28 |
| 金沢工場 | 2,100 | 41 | 67 | 43 |
| 都筑工場 | 1,890 | 27 | 不検出 | 27 |

定量下限 Cs-134、Cs-137：それぞれ 20Bq/kg



※1 「主灰」及び「飛灰」

「主灰」とは、ごみを焼却した際の燃え殻のことです。また「飛灰」とは、排ガス中に含まれるばいじんが大気中に排出されるのを防ぐために設置しているろ過集じん機(バグフィルタ)で捕集したばいじんを薬剤等で処理したものです。

※2 埋立の基準

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特別措置法)」では、事故由来放射性物質である Cs-134 及び Cs-137 の合計が 8,000Bq/kg を超えた場合は、「指定廃棄物」として国が処理することとしています。8,000Bq/kg 以下については、廃棄物処理法に基づき処理できることとされています。

(イ) 敷地境界等での空間線量

平成 23 年 7 月から全工場の敷地境界及び工場内の飛灰処理作業場所等で空間線量測定を行っており、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルとなっています。なお、当該測定は、工場内の飛灰処理作業場所の一部を除き平成 29 年 3 月をもって終了しました。

イ 最終処分場での測定結果

平成 23 年度 6 月から南本牧廃棄物最終処分場(第 2 ブロック)について、また平成 30 年 4 月から南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場について、排水処理施設の流入水及び放流水、最終処分場周辺海水の放射性セシウム(Cs-134 及び Cs-137)の測定を行っていますが、全て不検出(検出下限値未満)となっています。

また、敷地境界で空間線量測定を行っていますが、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルとなっています。

ウ 焼却灰からの放射性セシウム溶出防止対策

(ア) 焼却工場における対策

工場で発生した飛灰は、水と接触すると放射性セシウムを溶出しやすいことから、ろ過式集じん器（バグフィルター）の前でゼオライト（吸着剤）を噴きつけ、さらに混練機にベントナイト（吸着剤）を添加する溶出防止対策を全工場で実施していましたが、平成30年3月をもって終了しました。

(イ) 最終処分場における対策

南本牧廃棄物最終処分場排水処理施設において、活性炭吸着塔6塔のうち2塔に活性炭の代わりにゼオライトを充填するなどの対策を行っています。また、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設においても、ゼオライト吸着塔を設置しています。

なお、これらの設備は、通常時は使用せず、処分場内水中のセシウム濃度が上昇した場合に稼働させます。

7 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

(1) クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーンタウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、歩道等の清掃や路上にある違反広告物に関する対策等を行う「クリーンアップ事業」を実施しています。各区においては、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の指導を行っています。

また、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るとともに、屋外での分煙や吸い殻のポイ捨ての防止を図るため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区の7地区を喫煙禁止地区に指定しており、地区内では職員が巡回し、違反者には2,000円の過料を適用しています。喫煙禁止地区以外の地域では、各区美化推進重点地区を中心に、歩きタバコ防止パトロールを実施し、歩行喫煙の防止等についての周知・指導を強化しています。

新たに二俣川駅周辺を喫煙禁止地区に指定する準備に取り組むほか、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、多言語表示や喫煙所案内の整備を進めています。

美化推進重点地区における活動状況（平成29年度）

| | |
|----------------------|--|
| 重点地区数 | 全26か所 都心部：6か所（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区、新横浜地区） その他各区主要駅周辺：20か所 |
| 面積 | 都心部：443ha　その他各区主要駅周辺：505.5ha |
| 各区美化推進員数 | 79人（平成30年4月1日時点） |
| 各区美化推進員による、ポイ捨て等への指導 | 856件 |
| 歩道清掃（清掃日数） | 12日～156日 |

喫煙禁止地区における活動状況（平成29年度）

| | |
|----------|---|
| 喫煙禁止地区数 | <7か所> 横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区 |
| 合計面積 | 約32.4ha |
| 美化推進員数 | 20人 |
| 過料処分適用件数 | 1,837件 |

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの早期撤去を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールの実施や警報装置の活用など、防止対策を図っています。

不法投棄防止実績

| 年 度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|--------------|----------------------|-----------|--------------------|--|--------------------|
| 夜間監視パトロールの実施 | 延 600 日 | 延 220 日 | 延 60 日 | 延 60 日 | 延 60 日 |
| 警報装置 | 54 台 | 54 台 | 54 台 | 55 台 | 55 台 |
| 防止立て看板の作成 | 1,575 枚 (プラスチック製) | — | 53 本・脚有 58 枚・脚無 | 10 本 (木製脚有) 25 本 (木製脚無) 760 枚 (プラスチック製) | 795 枚 (プラスチック製) |
| 不法投棄回収量 | 約 1,458 t | 約 1,421 t | 約 1,376 t | 約 1,326 t | 約 1,377 t |

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

| 年 度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 発見・通報 | 152 | 114 | 126 | 85 | 92 |
| 委員会諮問 | 50 | 51 | 54 | 35 | 26 |
| 委員会報告 | 8 | 4 | 0 | 2 | 1 |
| 横浜市撤去 | 50 | 52 | 46 | 29 | 24 |
| 自主撤去 | 99 | 73 | 80 | 66 | 59 |

※ 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。